



# 秩父市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（概要）

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が、全国的に進められています。太陽光の急速な拡大に伴い、土砂流出による災害や自然環境・景観への影響など様々な課題も生じています。

秩父市では太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し、必要な手続きを定めることにより、災害の発生を防止するとともに、自然環境、生活環境及び景観の保全に寄与することを目的として、本条例を制定しました。【令和5年10月1日施行】

## 対象事業

市内に設置される発電出力の合計が **10kW 以上の太陽光発電設備で行う発電事業**（建築物の屋根・屋上等に設置されるものを除く。）

※上記のうち、事業区域の合計が **2ha 以上** または発電出力の合計が **2,000kW 以上** の設備で行う事業を「**大規模太陽光発電事業**」とします。

太陽光発電事業を行う場合は「**市長の同意**」が必要となります。事業区域が「**設置規制区域**」に位置するときは**原則同意しません**。

## 設置規制区域

- ① **土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**  
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- ② **地域森林計画の対象とする森林の区域及び保安林の区域**（森林法）
- ③ **急傾斜地崩壊危険区域**（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- ④ **地すべり防止区域**（地すべり等防止法）
- ⑤ **砂防指定地**（砂防法）
- ⑥ **河川区域及び河川保全区域**（河川法）
- ⑦ **農業振興地域整備計画に定める農用地等として利用すべき土地の区域**  
（農業振興地域の整備に関する法律）
- ⑧ **自然公園特別地域及び普通地域**（自然公園法）
- ⑨ **鳥獣保護区**（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
- ⑩ **埋蔵文化財及び史跡名勝天然記念物が所在する区域**（文化財保護法）
- ⑪ **埼玉県立自然公園特別地域及び普通地域**（埼玉県立自然公園条例）
- ⑫ **埼玉県自然環境保全条例で定める特別地区、野生動植物保護地区及び普通地区**
- ⑬ **前各号に定めるもののほか、災害の防止並びに自然環境、生活環境及び景観の保全のため市長が特に配慮が必要と認める区域**



## 手続きの流れ



### ○事業計画段階

- ・ 事前協議 (事業計画の届出 30日前まで)
- ・ 住民説明会の開催 (事業計画の届出前)
- ・ 事業計画の届出 (工事着手 60日前まで)
- ・ その他関係法令に基づく手続

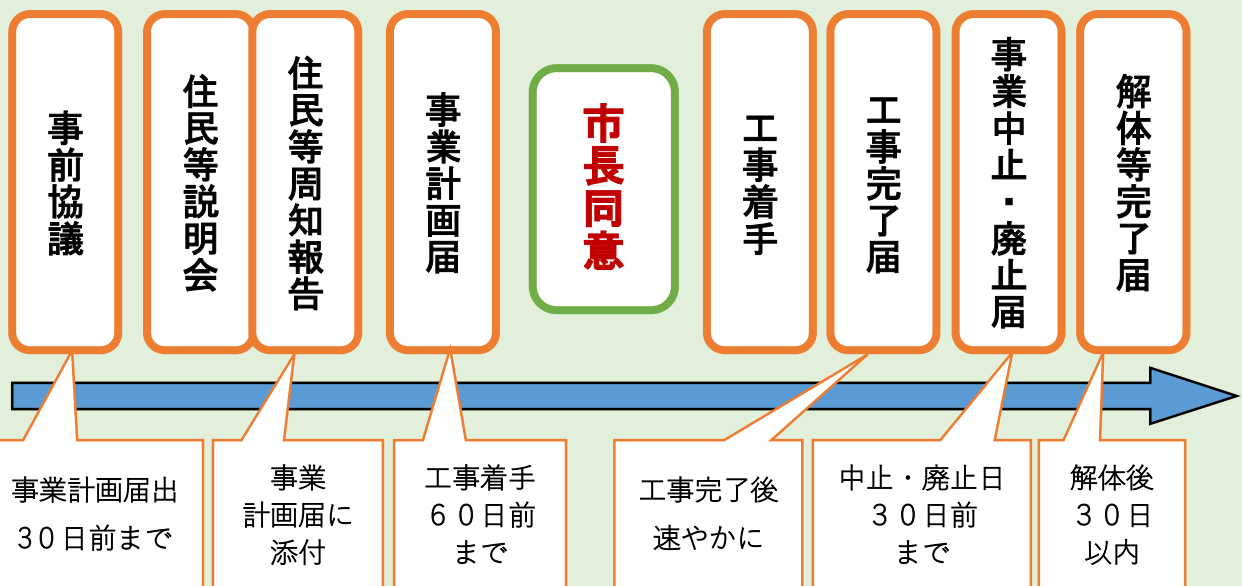
### ○工事着手後～事業実施段階

- ・ 工事完了の提出 (工事完了後 速やかに)
- ・ 設備の維持管理等
- ・ 地位承継の届出 (事業譲渡等が生じた場合)

### ○事業廃止段階

- ・ 事業中止・廃止届 (中止・廃止 30日前まで)
- ・ 解体等完了届 (完了後 30日以内)

※大規模太陽光発電事業は、上記の手続きのほか、  
保証金の預入・損害賠償責任保険等への加入が必要となります。



## 違反措置

条例が遵守されない場合には、指導・助言等の手続を経て、必要な措置をとるよう勧告及び命令し、正当な理由なくこれに従わない場合には、  
**事業者名・勧告内容等を公表するとともに公表内容を国・県に報告します。**

問い合わせ先

秩父市環境部環境課 TEL : 0494-22-2378 e-mail : kankyo@city.chichibu.lg.jp